

生活困窮者自立支援事業及び生活保護受給者自立支援事業における
就労準備支援事業業務委託

評価基準

企業の実績及び能力に対する評価	①類似業務の実績	・継続的に事業を遂行できる企業であるか、また類似業務の実績は、本業務実施に見合った実績として評価できるか。	5
	②業務の実施体制	・従事予定者は、類似業務で主要な役割や作業を担当した経験を有し、本業務を確実に実施できるか。 ・人員配置や業務分担は本業務を確実に遂行できる体制となっているか。	15
企画提案に対する評価	③事業に対する団体の考え	・生活困窮世帯・生活保護受給者に関する考え方など、本業務の内容・目的を十分に理解した提案となっているか。	20
	④利用者への支援方策	・独自の提案や工夫がなされ、実現可能なものであり、効果が期待できるか。	10
	⑤委託者との連携	・就労準備支援事業において、委託者（就労支援員）との連携が不可欠であるが、連絡体制や仕組みは十分であるか	10
	⑥他業種との連携など	・職場訓練・体験事業における協力事業所の開拓や内職・パソコン・ビジネススキル講座の開催は可能か。開催するためのネットワーク等（人的協力）はあるか。	10
	⑦個人情報の考え方	・個人情報の取扱いに対する考え方は十分であるか。	10
見積額			20